

笛吹市上下水道料金センター業務委託
公募型プロポーザル実施要領
〈企画提案実施及び作成要領〉

令和 8 年 8 月

笛吹市公営企業部企業総務課

目次

- 1 目的
- 2 業務概要
- 3 参加資格要件
- 4 スケジュール
- 5 連絡及び提出先
- 6 参加表明書の提出
- 7 参加資格確認通知書等の発送
- 8 資料の閲覧届出書
- 9 質問の受付及び回答
- 10 企画提案書及び提案見積書の提出
- 11 企画提案書の記載内容
- 12 プレゼンテーション及びヒアリング
- 13 選定について
- 14 選定結果の通知
- 15 契約手続等
- 16 参加申込書等に瑕疵があった場合
- 17 失格事由
- 18 参加辞退
- 19 その他

1 目的

この要領は、笛吹市上下水道料金センター業務委託（以下「本業務」という。）において、事務の効率化及び市民サービスの向上を図るとともに、本業務の受託に必要な能力、意欲、資質及び運営ノウハウを総合的に評価し、民間事業者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するための手続き及び遵守事項並びに契約の透明性、公平性及び競争性を確保することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名称
笛吹市上下水道料金センター業務委託
- (2) 業務内容及び業務委託仕様書
別紙1「笛吹市上下水道料金センター業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」に記述する業務及び提案等に基づいた内容の業務。
- (3) 委託期間
令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。
- (4) 提案見積限度額
¥485,965,000円（消費税及び地方消費税を除く）
※ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではありません。
なお、優先交渉権者選定結果通知日から令和9年3月31日までは事前準備期間とし、業務の引継ぎ、研修等に必要な経費等は受託者の負担とします。

3 参加資格要件

参加事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (6) 笛吹市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 本件に係る公告日から優先交渉権者決定までの間に、笛吹市物品購入等契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく指名停止処分を受けていない者であること。
- (8) 山梨県内に事業所（本社、支店、営業所等）を置く者であること。
- (9) 直近2年間の国税及び地方税に滞納がないこと。
- (10) 過去3年以内に、給水人口5万人以上の規模の水道事業体において、本業務委託内容と同種又は類似の業務を受託した実績があること。
- (11) 常時雇用関係があり、かつ、本業務委託内容と同種又は類似の業務について5年以上の実務経験を有する業務責任者及び3年以上の実務経験を有する副業務責任者を

- 配置できる者であること。
- (12) 本業務の目的達成に必要な業務従事者を配置できる者であること。
- (13) 水道法（昭和32年法律第177号）に基づく給水装置工事主任技術者の資格を有する者を常時配置できること。
- (14) プライバシーマークの認定又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること。
- (15) 単体企業であること。

4 スケジュール

日程は、状況により変更する場合があります。

(1) プロポーザル実施の公告	令和8年8月26日(水)から 令和8年9月14日(月)まで
(2) 参加申込書の提出期限	令和8年9月14日(月)
(3) 参加資格の確認期間	令和8年9月17日(木)
(4) 参加資格確認通知書等の発送	令和8年9月18日(金)
(5) 閲覧希望資料届出書の受付期間	令和8年9月18日(金)から 令和8年9月30日(水)まで
(6) 資料閲覧	令和8年10月6日(火)
(7) 質問書提出期間	令和8年10月7日(水)から 令和8年10月14日(水)まで
(8) 質問書回答日	令和8年10月21日(水)
(9) 企画提案書、提案見積書等の受付 及び提出期限	令和8年10月22日(木)から 令和8年11月4日(水)まで
(10) プレゼンテーション及びヒアリング	令和8年11月下旬 別途通知
(11) 優先交渉権者の決定	令和8年12月上旬
(12) 優先交渉権者選定結果通知書等発送	令和8年12月上旬 別途通知
(13) 契約内容に関する詳細打合せ	令和8年12月中旬より随時
(14) 事前準備期間（事務引継、業務習熟等）	契約締結日から 令和9年3月31日(水)
(15) 業務開始	令和9年4月1日(木)

《注意点》

- (1) 提出期間内に笛吹市公営企業部企業総務課へ必着とします。
- (2) 提出期間における受付時間は全て平日（月曜日から金曜日。祝日を除く。）の午前9時から午後4時までとします。
- (3) 書類等の提出方法及び連絡方法は各項目所定の方法で行ってください。
- (4) 提出期間経過後は如何なる理由があっても受付しません。

5 連絡及び提出先

笛吹市公営企業部企業総務課総務担当

〒406-0031

山梨県笛吹市石和町市部809-1 笛吹市役所市民窓口館4階

TEL：055-267-6365 FAX：055-261-3348

電子メール: kigyo-somu@city.fuefuki.lg.jp

6 参加表明書の提出

(1) 参加申込みに係る提出書類

書類名	備考
ア 参加申込書（様式第1号－1）	担当者名を記載すること
イ 会社概要関係書類 （様式第1号－2）	資本金、所在地、業務内容、従業員数、社歴、 個人情報保護への取組み内容等が確認できる こと
ウ 財務諸表（任意様式）	直近2年の貸借対照表及び損益計算書、株主 資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書
エ 労働条件関係書類（任意様式）	就業規則及び労働基準法第36条第1項に基 づく協定書の写し
オ 必要資格関係書類（任意様式）	業務責任者及び副業務責任者への就任予定者 が格要件証明書類及び給水装置工事主任技 術者の資格を有する証明書類
カ 賠償保険加入状況関係書類 （任意様式）	賠償保険証等の写し
キ 同種又は類似業務受託実績表 （様式第1号－3）	過去3年以内に、給水人口5万人以上の規模 の水道事業体における受託実績等
ク 同種又は類似業務受託実績におけ る委託契約書の写し（任意様式）	実績を証明できる書類も可とする
ケ 国税及び地方税に滞納がないこと の証明書	直近2年間のもので、提出日3箇月以内のも の
コ 情報セキュリティ等の認証取得を 証明する書類	プライバシーマークの認定又は情報セキュリ ティマネジメントシステム（ISMS）の認証の写 し

(2) 提出期限

令和8年9月14日(月)午後4時（必着）

(3) 提出方法

原則、持参とします。

(4) 提出部数

1部（代表者印押印）

7 参加資格確認通知書等の発送

発送予定日 令和8年9月17日(木)

参加申込者に対して、郵送により参加資格確認通知書等（様式第3号、様式第4号）を送付します。

8 資料の閲覧届出書

(1) 受付期間

令和8年9月18日(金)から令和8年9月30日(水)午後4時まで

- (2) 提出方法
「笛吹市上下水道料金センター業務委託閲覧希望資料届出書」(様式第5号)を用いて、持参又は電子メールより提出してください。なお、電子メールにて提出の場合は件名に【〔参加事業者名〕:「閲覧希望資料届出書」】と明記し担当部署まで送付してください。ただし、その際の到達確認は、送付者の責任において行ってください。
- (3) 資料閲覧について
ア 資料閲覧の参加は自由とし人数は、1事業者につき3名までとし、資料の持ち出し及び撮影等は認めません。
イ 資料等の閲覧において知り得た情報は、他に漏らすことやプロポーザルに関わる検討以外の目的で使用することを禁止します。
ウ 資料閲覧届出書の提出がない場合は、閲覧の必要がないと判断したものとみなします。
- (4) 閲覧日及び閲覧時間
閲覧日 令和8年10月6日(火)
閲覧時間については、別途通知します。
なお、指定日時以外の資料閲覧は認めません。

9 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間
令和8年10月7日(水)から令和8年10月14日(水)午後4時まで
- (2) 質問方法
「笛吹市上下水道料金センター業務委託業務委託質問書」(様式第6号)を用いて、持参又は電子メールにより提出してください。なお、電子メールにて提出の場合は件名に【〔参加事業者名〕:「質問書」】と明記し、送付してください。ただし、その際の到達確認は、送付者の責任において行ってください。また持参の場合は、電子データ(CD)を併せて提出してください。
- (3) 質問について
質問書の提出がない場合は、質問の必要がないと判断したものとみなします。
- (4) 回答日について
回答は令和8年10月21日(水)午後4時までに全社に電子メールにより送信します。

10 企画提案書及び提案見積書の提出

- (1) 提案に係る提出書類

書類名	提出部数
ア 企画提案書 (表紙以外は任意様式)	9部(正本1部 副本8部)
ウ 提案見積書	1部
エ 積算内訳書	1部

- (2) 企画提案書の作成方法

- ア 企画提案書は、日本語を使用するものとし、A4版縦置き、横書き、左綴り、袋とじにて作成してください。なお、資料等でA3版を使用する場合は折綴りとしてください。

- イ 表紙には「笛吹市上下水道料金センター業務委託企画提案書」（様式第 7 号、第 8 号）を使用し、正本の表紙は様式第 7 号、副本の表紙は様式第 8 号を使用してください。
- ウ 最初のページには目次を付け、各ページに番号を付してください。
- エ 資料等を含め A 4 版両面印刷で 5 0 枚程度（1 0 0 ページ）までとします。
- オ 電子媒体での提出は認めません。
- カ 業務仕様書等、事前に公開した各種資料の内容を前提として作成してください。
- キ 記載する内容は全て業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意してください。
- ク 実施義務でなく、参考として記載が必要である場合には【参考】と明示し、記載する用紙を分け、混同する可能性を排除してください。
- ケ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要せずとも企画提案書を読んで理解できる内容としてください。
- コ 次項 11 に定める記載内容を基にして記入してください。記入には十分留意してください。
- (3) 提案見積書及び積算内訳書の作成方法
 - ア 消費税及び地方消費税を含まない金額を記載してください。
 - イ 提案見積書（様式第 9 号－ 1 ）は、業務委託期間である 5 年間の総額を記載してください。
 - ウ 積算内訳書（様式第 9 号－ 2 ）は、提案見積書の内訳を年度ごと記載してください。
 - エ 提案見積書と積算内訳書は、同じ封筒（長形 3 号）に入れて封入封緘押印し、封筒の表書きに会社名を明記して提出してください。
 - オ 提案見積書を提出する際は、提案見積限度額を超えないでください。
- (4) 提出期間
令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木）から令和 8 年 1 1 月 4 日（水）午後 4 時（必着）まで
- (5) 提出方法
担当部署に持参又は郵送とします。郵送とする場合は、その旨を事前に担当部署に連絡し、配達記録が残る方法とします。

1 1 企画提案書の記載内容

企画提案書は次の章立てに沿って、記載内容はなるべく簡潔で明瞭に作成してください。なお、(5) から (22) については、取り組み方及び考え方を記載してください。

- (1) 会社概要
 - ア 会社名
 - イ 本社及び支店等の所在地
 - ウ 業務内容
 - エ 従業員数
 - オ 主要取引銀行
 - カ 公的認証の取得状況
- (2) 財務状況
 - ア 損益計算書（直近 2 年間）
 - イ 貸借対照表（直近 2 年間）
 - ウ 株主資本等変動計算書（直近 2 年間）
 - エ キャッシュフロー計算書（直近 2 年間）

- オ 賞罰及び訴訟の履歴
- (3) 受託実績
 - ア 水道料金等徴収業務又はサービスセンター等の受託実績
 - イ 受託事業体の規模（給水人口等）
 - ウ 受託している業務内容
- (4) 業務体制及び業務履行計画
 - ア 業務体制
 - （ア）業務責任者及び副業務責任者の配置状況
 - （イ）業務責任者及び副業務責任者の担当する業務の内容
 - （ウ）業務従事者の配置状況（業務別の配置状況等）
 - イ 業務履行計画
 - （ア）業務履行の具体的な計画
 - （イ）業務を履行するにあたり特に注意する内容等
- (5) 地域貢献に対する考え方
 - ア 地元社会及び経済への貢献
 - イ 地元雇用への考え方
 - ウ 災害時における応援体制の構築
- (6) 受付・窓口業務に対する考え方
- (7) 検針業務に対する考え方
- (8) 調定及び調定更正業務に対する考え方
- (9) 公金収納業務に対する考え方
- (10) 納入通知書発送業務に対する考え方
- (11) 口座振替業務に対する考え方
- (12) コンビニ収納及び電子決済収納業務に対する考え方
- (13) 開栓・閉栓等受付及び転居精算業務に対する考え方
- (14) 滞納整理業務に対する考え方
- (15) 給水停止業務に対する考え方
- (16) メーター管理業務に対する考え方
- (17) 電算システム業務に対する考え方
- (18) 業務習得及び業務従事者研修に対する考え方
 - ア 業務習得
 - イ 業務従事者等への研修体制
- (19) 個人情報保護への取り組みに対する考え方
- (20) 企業の社会的責任の考え方
 - ア 人事労務
 - イ コンプライアンス
 - ウ 環境配慮、社会貢献等
- (21) 業務改善に対する考え方
- (22) その他の業務提案

12 プレゼンテーション及びヒアリング

提出された企画提案書及び関連書類（以下「企画提案書等」）に基づき、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

- (1) 日程
 - 開催日 令和8年11月下旬

開催時間や場所等の詳細は「プレゼンテーション及びヒアリング参加要請書」
(様式第10号)により別途通知します。

(2) 出席人数

4人以内(うちプレゼンターは業務責任者として配置する予定者であること。)

(3) 内容

ア プレゼンテーション40分以内

イ ヒアリング15分程度

(4) 注意事項

ア プレゼンテーションの説明にあたり電子機器を使用することは可能ですが、使用する機器のうち、スクリーン以外は参加事業者において用意してください。

イ プレゼンテーションは、企画提案書等の内容に沿って提案してください。

ウ 提案時間終了の10分前に合図をします。なお、提案の途中であっても、40分経過した時点で提案を終了していただきます。

エ 企画提案書等の提出時に添付していない資料等を新たに追加すること又は別途配布することはできません。

オ 出席予定者は、様式第10号を受領後すぐに「プレゼンテーション及びヒアリング出席者届出書」(様式第11号)を提出してください。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの実施日に出席者が変更になった場合、プレゼンテーションの開始前までに必ず届け出てください。

キ 様式第11号に届け出のない者のプレゼンテーション及びヒアリングへの出席は認めません。

(5) 出席者届出書の提出方法

担当部署に持参又は郵送とします。郵送とする場合は、その旨を事前に担当部署に連絡し、配達記録が残る方法とします。

(6) 議事録の作成

プレゼンテーション及びヒアリングの説明事項及び質疑応答の内容についての議事録を作成してください。なお、議事録は契約事項の一部になりますので留意してください。

(7) 議事録の提出期限

プレゼンテーション及びヒアリング実施の翌日までに提出してください。

(8) 議事録の提出方法

電子メールでの提出とします。件名に【〔参加事業者名〕:「議事録」】と明記し、送付してください。

13 選定について

(1) 審査委員会

笛吹市上下水道料金センター業務委託に関わる各種審査、優先交渉権者及び次点交渉権者(以下「優先交渉権者等」という。)の選定は、笛吹市役所公営企業部内に設置した、「笛吹市上下水道料金センター業務委託プロポーザル方式事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)において行います。

(2) 評価選定基準

別紙「笛吹市上下水道料金センター業務委託提案審査評価基準及び優先交渉権者選定要領」のとおりとします。

(3) 優先交渉権者の選定

優先交渉権者等は、「笛吹市上下水道料金センター業務委託提案審査評価基準及び

優先交渉権者選定要領」に基づき、参加事業者から提出された企画提案書、提案見積金額及びプレゼンテーションの内容について、業務に対する理解度、意欲、的確性、業務履行手順及び業務責任者等配置の妥当性、企画提案内容の根拠、解析力、表現力、創造性、コスト意識、説明能力等を審査委員会にて評価及び採点を行い、選定の結果、評価総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者とします。

(4) 評価総合点

審査委員会は、業務提案の内容に対し、「実施要領 1 1 企画提案書の記載内容」に審査項目に基づき、専門的見地から評価し、能力点「業務提案評価点」を算定する。また、価格点「価格評価点」は予め定める算定式に見積金額を入力し算定する。能力点「業務提案評価点」及び価格点「価格評価点」を合算し、総合評価点を算出する。なお、総合評価点が最大評価点の 60%を超えた提案者を優先交渉権者とする。ただし、最高評価点が複数者となった場合は、「価格評価点」が高い提案者を優先交渉権者とする。

1 4 選定結果の通知

選定結果の通知については下記の通り行います。

(1) 優先交渉権者への通知

「笛吹市上下水道料金センター業務委託優先交渉権者決定通知書」(様式第 1 2 号)により通知します。

(2) 次点交渉権者への通知

「笛吹市上下水道料金センター業務委託次点交渉権者決定通知書」(様式第 1 3 号)により通知します。

(3) 優先交渉権者等に選定されなかった参加事業者への通知及び説明請求「笛吹市上下水道料金センター業務委託選考結果通知書」(様式第 1 4 号)により通知します。様式第 1 4 号の発送日から 14 日以内に限り、書面(様式は問いません)にて選定結果について説明を求めることができます。なお、提出方法は、持参のみとします。

(4) 選定結果の説明

当該参加事業者の評価総合点の合計点及び順位に限り書面にて回答するものとし、審査内容及び他の参加事業者に関する説明等はいりません。

(5) 通知予定日及び通知方法

通知予定日令和 8 年 1 2 月上旬

すべての提案者に対して、郵送により選定結果を通知します。

1 5 契約手続等

(1) 契約の締結

契約交渉の相手方決定後、速やかに業務仕様書、契約書、企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき契約条件等について協議し、合意した内容に基づき契約を締結します。なお、契約締結時に、保証金として契約金の 10%をいただきます。

(2) 次点交渉権者との交渉

契約交渉の相手方と協議が調わなかった場合又は契約交渉の相手方が失格事由に該当した場合は、プロポーザルにおいて次点交渉権者となった参加事業者へ交渉を行うものとします。

16 参加申込書等に瑕疵があった場合

- (1) 参加事業者から提出された参加申込書等に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を審査委員会が審査し、その取り扱いについて決定します。
- (2) 審査委員会において当該参加事業者に、瑕疵の内容についてヒアリングを行う場合もあります。
- (3) その瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合があります。

17 失格事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 参加資格に該当しない場合
- (2) 提出書類を期限内に提出しなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合
- (5) 選定の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為がある等、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 提案見積限度額を超えた提案見積書を提出した場合

18 参加辞退

参加事業者は、「笛吹市上下水道料金センター業務委託プロポーザル参加辞退届」（様式第 2 号）を企画提案書の提出期限内に提出することで、プロポーザルを辞退することができます。辞退する場合は速やかに様式第 2 号を持参し、提出してください。なお、辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益な扱いはしません。

19 その他

- (1) 市長が特に必要と認めた場合、プロポーザルを中止、延期又は取消しすることができます。この場合、参加に関わる全ての経費は、市長へ請求できないものとします。
- (2) プロポーザルに関して必要な費用は、すべて参加事業者の負担とし、提出された関係書類等は返却しません。
- (3) 企画提案書に記載した担当者を変更する場合には、速やかに届け出てください。
- (4) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。ただし、市長が認めた場合はこの限りではありません。
- (5) 参加申込書を提出したことにより、関係法令等を遵守することを誓約したものとみなします。笛吹市の条例など関係法令等に違反したことが発覚した場合、瑕疵があった場合に準じて取り扱うものとします。
- (6) 参加事業者は、当該プロポーザルにて知り得た情報等について他に漏らしてはならないものとします。なお、その職を退いた後も同様とします。
- (7) 審査結果等についての不服及び異議申し立ては、受付しません。